

○岡崎市墓地管理要綱

(平成 26 年 4 月 1 日制定)

改正 令和 3 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、岡崎市墓地条例（昭和 39 年岡崎市条例第 23 号。以下「条例」という。）及び岡崎市墓地管理規則（昭和 39 年岡崎市規則第 19 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、市有墓地の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「墓地」とは、条例第 3 条に規定する墓地をいう。

2 この要綱において「墳墓」とは、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項に規定する墳墓をいう。

(墓地利用の許可の申請書)

第 3 条 条例第 6 条に規定する申請書の様式は、様式第 1 号による。

2 規則第 8 条第 3 項の規定により、従前の墓地使用者の親族又は縁故者がその墓地を利用しようとするときは、様式第 1 号による市有墓地利用許可申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。この申請書には、墓地の利用の権利の消滅前の墓地使用者との続柄がわかる書類を添えなければならない。

(墓地利用許可証の交付)

第 4 条 条例第 6 条の規定による許可は、様式第 2 号による市有墓地利用許可証を交付して行うものとする。

(墓地利用許可証の再交付)

第 5 条 墓地の利用の許可を受けた者（以下「墓地使用者」という。）は、前条に規定する市有墓地利用許可証を紛失又はき損したときは、様式第 3 号の市有墓地利用許可証再交付申請書により再交付の申請を行うことができる。

2 前項の申請書には、紛失の場合を除き、市有墓地利用許可証を添えなければならない。

(墓地利用の許可の条件)

第 6 条 条例第 7 条に規定する許可の条件は、次の事項とする。

- (1) 条例及び規則の規定を遵守すること。
- (2) 利用の許可を受けた区域を清浄に保ち、周辺の環境衛生を害さないこと。
- (3) 墓地利用に際しては、墓地の管理を所管する課の職員の指示に従うこと。

(市有墓地墳墓等設置届)

第 7 条 規則第 4 条に規定する届出の様式は、様式第 4 号による。

2 前項の届出書には、墳墓等の見取図を添えなければならない。

3 墓地使用者は、工事が完了した場合には、墳墓等の設置状況がわかる写真を提出しなければならない。

(市有墓地返還届)

第 8 条 規則第 5 条に規定する届出の様式は、様式第 5 号による。

2 前項の届出書には、紛失の場合を除き、市有墓地利用許可証を添えるとともに、利用許可を受けた区画について原状回復したことがわかる写真を提出しなければならない。

(墓地利用権承継の承認の申請書)

第9条 規則第6条第2項に規定する申請書の様式は、様式第6号による。

2 前項の申請書には、前使用者との続柄がわかる書類を添えなければならない。

3 市外に在住している者が規則第6条第2項に規定する申請を行う場合は、次に掲げる書類のいずれかを添えなければならない。ただし、第2号に掲げる書類にあっては、原本を職員に提示しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 国又は地方公共団体の機関が発行した、現住所が記載され、かつ、写真付きの身分証明書のコピー

4 第1項の申請書には、紛失の場合を除き、市有墓地利用許可証を添えなければならない。

(墓地利用権承継の承認)

第10条 規則第6条第2項の規定により墓地の利用の権利の承継を承認したときは、その旨を申請者に通知するものとする。なお、通知は市有墓地利用許可証の交付に代えるものとする。

(墓地利用の制限)

第11条 墓地利用にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

(1) 墳墓等を設置する場合は、現状の墳墓等と同等の大きさとする。

(2) 墳墓以外には焼骨等を埋蔵できる装置を設置しないこと。

(3) 利用の箇所及び区域を越えて利用しないこと。

(墓地利用の許可の取消通知)

第12条 規則第7条第1項の規定により墓地利用の許可を取り消したときは、様式第7号による市有墓地利用許可取消通知書を送付するものとする。

(市有墓地使用者の住所等の変更)

第13条 規則第9条に規定する届出及びそれに伴う市有墓地利用許可証の書換えの申請書の様式は、様式第8号による。

2 前項の申請書兼届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第1号イの書類にあっては、職員に原本を提示しなければならない。

(1) 住所を変更した場合にあっては、次に掲げるいずれかの書類

ア 墓地使用者の住民票の写し

イ 国又は地方公共団体の機関が発行した、現住所が記載され、かつ、写真付きの身分証明書のコピー

(2) 氏名を変更した場合にあっては、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）

3 第1項の申請書には、紛失の場合を除き、市有墓地利用許可証を添えなければならない。

(焼骨の埋蔵の届出)

第14条 墓地使用者は、墓地へ焼骨を埋蔵するときは、様式第9号による市有墓地焼骨埋蔵届を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、火葬許可証、改葬許可証又は分骨証明書を添えなければならない。

3 第7条に規定する届出に関し、墳墓の設置と併せて3か月以内に焼骨を埋蔵する予定がある場合には、第1項に規定する届出を要しない。

(焼骨の埋蔵の証明)

第15条 墓地使用者は、様式第10号による市有墓地焼骨埋蔵証明願により墓地に焼骨を埋蔵していることの証明を求めることができる。

2 市有墓地焼骨埋蔵証明願により墓地使用者から焼骨の埋蔵について証明を求められたときは、様式第 11 号による市有墓地焼骨埋蔵証明書により、これに応じなくてはならない。

(焼骨の移動の届出)

第 16 条 墓地から焼骨を移動するときは、様式第 12 号による市有墓地焼骨移動届を市長に提出しなければならない。ただし、第 8 条に規定する届出を提出する場合には、この届出を要しない。

(雑則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか墓地の管理上必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 10 月 1 日改正)

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 1 月 6 日改正)

この要綱は、令和 2 年 1 月 6 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 4 月 1 日改正)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。